

## 規制の事前評価書

法令（案）の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（特定非営利活動促進法部分）
規制の名称	特定非営利活動法人役員欠格事由
規制の区分	新設・ <b>改正</b> （拡充・ <b>緩和</b> ）・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）
評価実施時期	平成 30 年 2 月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）規制の目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第20条における特定非営利活動法人の役員欠格事由は、特定非営利活動法人の公益性を、法人運営の中核である役員に対する要件においても確保するという目的の下に設けられているもの。現在、この特定非営利活動法人の役員欠格事由として、いくつかの要件を設けているが、そのうちの一つとして、財産的行為をするのに不適格な者を除くという理由により、従前、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由としてきたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が続くこととなる。

#### （2）規制の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、特定非営利活動法人の役員欠格事由を設けること自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する。

併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ）を新設することとし、具体的には、新たに特定非営利活動促進法第20条第6号に「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」を新設する。

### (3) 規制の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、特定非営利活動促進法における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。

## 2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、特定非営利活動促進法第20条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削り、新たに第6号として「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」を加える以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

## 3 規制の費用・効果（便益）

### (1) 費用

#### ① 遵守費用

<本対策案>

申請者が、役員に就任しようとする者が役員の欠格事由に該当しないことを誓約する書面の謄本を、提出するための費用が生じる。

<代替案>

—

② 行政費用

<本対策案>

新たな欠格事由について周知等をするための費用が生じる。

また、所轄庁が改正後の特定非営利活動法人の役員の欠格事由の該当の有無を審査する業務に係る費用が生じる。

<代替案>

—

③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案>

特段想定されない。

<代替案>

—

(2) 効果（便益）

<本対策案>

当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、新たに、特定非営利活動促進法第20条第6号として「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」を加えるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

<代替案>

—

4 政策評価の結果（費用と効果（便益）との関係等）

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人及び被保佐人を特定非営利活動法人の役員から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被

後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。

## 5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて  
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

## 6 事後評価の実施時期等

### （1）事後評価の実施時期

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、施行から 5 年後（平成 35 年度）に実施する。

(2) 事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等個別審査規定の適正性等について判断。